

道路占用料、法定外公共物占用料、都市公園占用料金額表

令和4年4月1日～

| 占用物件                        |                           | 占用料              |       |
|-----------------------------|---------------------------|------------------|-------|
|                             |                           | 単位               | 金額(円) |
| 道路法（以下「法」）第32条第1項第1号に掲げる工作物 | 第1種電柱                     | 1本につき1年          | 630   |
|                             | 第2種電柱                     |                  | 970   |
|                             | 第3種電柱                     |                  | 1,300 |
|                             | 第1種電話柱                    |                  | 560   |
|                             | 第2種電話柱                    |                  | 900   |
|                             | 第3種電話柱                    |                  | 1,200 |
|                             | その他の柱類                    |                  | 56    |
|                             | 共架電線その他上空に設ける線類           | 長さ1メートルにつき1年     | 6     |
|                             | 地下電線その他地下に設ける線類           |                  | 3     |
|                             | 路上に設ける変圧器                 | 1個につき1年          | 550   |
|                             | 地下に設ける変圧器                 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 340   |
|                             | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所     | 1個につき1年          | 1,100 |
|                             | 郵便差出箱                     |                  | 470   |
|                             | 広告塔                       | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 900   |
|                             | その他のもの                    | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 1,100 |
| 法第32条第1項第2号に掲げる物件           | 外径が0.07メートル未満のもの          | 長さ1メートルにつき1年     | 24    |
|                             | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの |                  | 34    |
|                             | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの |                  | 51    |
|                             | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの |                  | 68    |
|                             | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの  |                  | 100   |
|                             | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの  |                  | 140   |
|                             | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの  |                  | 240   |
|                             | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの    |                  | 340   |
|                             | 外径が1メートル以上のもの             |                  | 680   |

|                                     |                       |  |                      |                      |                   |
|-------------------------------------|-----------------------|--|----------------------|----------------------|-------------------|
| 法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設             | 自動運行補助施設              | 法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類 | 地下に設けるもの             | 1 本につき 1 年           | 3                 |
|                                     |                       |  | その他のもの               |                      | 11                |
|                                     |                       | 道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類                         |                      | 900                  |                   |
|                                     |                       | その他のもの   | 上空に設けるもの             | 560                  |                   |
|                                     |                       |  | 地下に設けるもの             | 340                  |                   |
| その他のもの                              |                       | 1,100  |                      |                      |                   |
| 法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設             |                       |  |                      |                      | 1,100             |
| 法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設             | 地下街及び地下室              |  | 階数が 1 のもの            | 占有面積 1 平方メートルにつき 1 年 | A に 0.005 を乗じて得た額 |
|                                     |                       |  | 階数が 2 のもの            |                      | A に 0.008 を乗じて得た額 |
|                                     |                       |  | 階数が 3 以上のもの          |                      | A に 0.01 を乗じて得た額  |
|                                     | 上空に設ける通路              |  | 450                  |                      |                   |
|                                     | 地下に設ける通路              |  | 270                  |                      |                   |
|                                     | その他のもの                |  | 1,100                |                      |                   |
| 法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設             | 祭礼、縁日その他の催し、一時的に設けるもの |  | 占有面積 1 平方メートルにつき 1 日 | 9                    |                   |
|                                     | その他のもの                |  | 占有面積 1 平方メートルにつき 1 月 | 90                   |                   |
| 道路法施行令<br>(昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」とい | 看板 (アーチであるものを除く。)     | 一時的に設けるもの  | 表示面積 1 平方メートルにつき 1 月 | 90                   |                   |

|                                  |                              |                       |                      |                |
|----------------------------------|------------------------------|-----------------------|----------------------|----------------|
| う。) 第7条第1号に掲げる物件                 |                              | その他のもの                | 表示面積<br>1平方メートルにつき1年 | 900            |
|                                  | 標識                           |                       | 1本につき1年              | 900            |
|                                  | 旗ざお                          | 祭礼、縁日その他の催し、一時的の設けるもの | 1本につき1日              | 9              |
|                                  |                              | その他のもの                | 1本につき1月              | 90             |
|                                  | 幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。） | 祭礼、縁日その他の催し、一時的の設けるもの | その面積<br>1平方メートルにつき1日 | 9              |
|                                  |                              | その他のもの                | その面積<br>1平方メートルにつき1月 | 90             |
| アーチ                              | 車道を横断するもの                    | 1基につき1月               | 900                  |                |
|                                  | その他のもの                       |                       | 450                  |                |
| 令第7条第2号に掲げる工作物                   |                              |                       | 占用面積                 | 1,100          |
| 令第7条第3号に掲げる施設                    |                              |                       | 1平方メートルにつき1年         | Aに0.033を乗じて得た額 |
| 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 |                              |                       | 占用面積                 | 90             |
| 令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設    |                              |                       | 1平方メートルにつき1月         | 110            |
| 令第7条第8号に掲げる施設                    | トンネルの上又は高架の道路の路面下の設けるもの      | 占用面積<br>1平方メートルにつき1年  | Aに0.019を乗じて得た額       |                |
|                                  | 上空に設けるもの                     |                       | Aに0.023を乗じて得た額       |                |
|                                  | その他のもの                       |                       | Aに0.033を乗じて得た額       |                |
| 令第7条第9号に掲げる施設                    | 建築物                          |                       | Aに0.019を乗じて得た額       |                |

|                        |   |                        |
|------------------------|---|------------------------|
|                        | その他のもの  | Aに0.013<br>を乗じて<br>得た額 |
| 令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場 | 建築物   | Aに0.023<br>を乗じて<br>得た額 |
|                        | その他のもの  | Aに0.013<br>を乗じて<br>得た額 |
| 第7条第11号に掲げる応急仮設建築物     | トンネルの上又は高架の<br>道路の路面下に設けるも<br>の                                 | Aに0.019<br>を乗じて<br>得た額 |
|                        | 上空に設けるもの  | Aに0.023<br>を乗じて<br>得た額 |
|                        | その他のもの  | Aに0.033<br>を乗じて<br>得た額 |
| 令第7条第12号に掲げる器具         |   | Aに0.033<br>を乗じて<br>得た額 |
| 令第7条第13号に掲げる施設         | トンネルの上又は高速自<br>動車国道若しくは自動車<br>専用道路（高架のものに<br>限る。）の路面下に設け<br>るもの | Aに0.019<br>を乗じて<br>得た額 |
|                        | 上空に設けるもの  | Aに0.023<br>を乗じて<br>得た額 |
|                        | その他のもの  | Aに0.033<br>を乗じて<br>得た額 |

#### 備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置するものが設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該

電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さ1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 7 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路付属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存在しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

※法定外公共物占用料については、前項までの金額表の占用物件以外で占用する場合は下記の金額表が適用されます。

#### 占用料

| 種別        |                         | 単位        | 金額(年額) | 摘要           |
|-----------|-------------------------|-----------|--------|--------------|
| 工作物       | 橋りょう                    | 面積1平方メートル | 53円    | 取付道路部分を含む。   |
|           | やな                      | 面積1平方メートル | 139円   |              |
|           | いけす, いかだ類               | 面積1平方メートル | 70円    |              |
|           | 小屋, 露店その他これらに類する仮設工作物   | 面積1平方メートル | 139円   | 工事中仮設工作物を含む。 |
|           | 栈橋, せき, 水門その他これらに類する工作物 | 面積1平方メートル | 70円    |              |
|           | 建物                      | 面積1平方メートル | 70円    |              |
| 農地        |                         | 面積1平方メートル | 5円     |              |
| 牧草地       |                         | 面積1平方メートル | 5円     |              |
| 公園緑地及び運動場 |                         | 面積1平方メートル | 29円    |              |
| 現形占用地     |                         | 面積1平方メートル | 29円    |              |

#### 土石等採取料

| 種別             | 単位      | 金額      |
|----------------|---------|---------|
| 砂              | 1立方メートル | 133円    |
| 土砂             | 1立方メートル | 110円    |
| 砂利             | 1立方メートル | 158円    |
| 栗石             | 1立方メートル | 158円    |
| 直径0.6メートル未満の転石 | 1個      | 67円     |
| 直径0.6メートル以上の転石 | 1個      | 110円    |
| その他            |         | 町長が定める額 |